

＜川崎市：川崎市のTDM推進体系＞

施策名	川崎市のTDM推進体系
取り組みの背景 地域の交通環境問題 行政・市民ニーズ 交通基盤シーズ など	背景 1：川崎市臨海部の自動車公害の深刻化 背景 2：川崎公害訴訟で「自動車排出ガスによる健康被害の有無」が争点 背景 3：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年 12 月制定、平成 12 年 12 月施行）（以下「条例」という。）に、全国で初めて、交通需要管理区域の指定、計画書の策定、計画の実施等に関する規定を設定
目的・ねらい 目的・ねらい 対象交通 など	●目的・ねらい：交通混雑の改善，道路沿道環境の改善のためのTDMの推進 ●対象交通：自動車全般
取り組みの経緯 経緯・熟度 など	川崎市は平成 12 年 4 月：川崎市環境保全審議会へ「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方」を諮問 平成 12 年 11 月：「ディーゼル車対策特別部会」を設置し、9 回にわたる特別部会の審議 平成 14 年 3 月：発生源対策とともに、TDM施策を柱とする交通量対策及び交通流対策等への取り組みについて市長に最終答申 平成 14 年 4 月以降 これまでの検討及び現在も引き続き検討されている対策内容等を総合的な交通環境施策として整理 既存組織の活用とモデル地区における調査の継続
主体・広報・費用 実施主体 検討組織 広報スケジュール 費用負担 など	●実施主体：東扇島・千鳥地区交通環境改善連絡協議会，浮島・小島地区交通環境改善連絡協議会 ●検討組織：交通需要管理区域の指定等に係る庁内連絡会 ●広報：報告書の作成 リーフレット「TDMのすすめ」作成予定 ●費用負担：川崎市

実施概要	●対象地域：川崎市内 ●実施日時：平成12年度～ ●施策内容： 地域特性等に応じた取り組みメニューと施策の実行に向けての検討 モデル地域における調査 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第10章 自動車公害の防止 第4節 交通需要管理区域の指定等 交通需要管理区域の指定 (第111条) 交通需要管理計画 (第112条) 交通需要管理計画の実施 (第113条) 交通需要管理計画に係る指導等 (第114条)
効果測定 内容	●効果測定内容：協議会を通じた交通実態調査 ●効果把握結果： 条例は、TDMを推進していくための一つの仕組みで、自動車排出ガスの低減を図る重点区域をあらかじめ住民及び事業者並びに関係する行政機関の意見を聴いたうえで指定し、その地域における対策を支援するため必要な指導と助言、必要な助成措置を講じることとしたものである。 このことにより、地域ニーズを十分に踏まえた、魅力ある対策を立案し、必要な助成措置等を講じながら、継続的な取り組みとしての定着化を図ることとしている。
取組上の 課題	課題1：交通問題の再認識と事業所の理解促進 課題2：地域特性等に応じた取り組みメニュー出しと合意形成の方法 課題3：既存の交通環境改善連絡協議会の活性化 課題4：モデル地区における推進体制の確立
その他特記 事項	東扇島・千鳥地区交通環境改善連絡協議会、浮島・小島地区交通環境改善連絡協議会は、活動を継続中。
今後の方向 性 地域指定 等	

以上

都道府県市名：神奈川県川崎市
担当部局名：環境局公害部自動車対策課